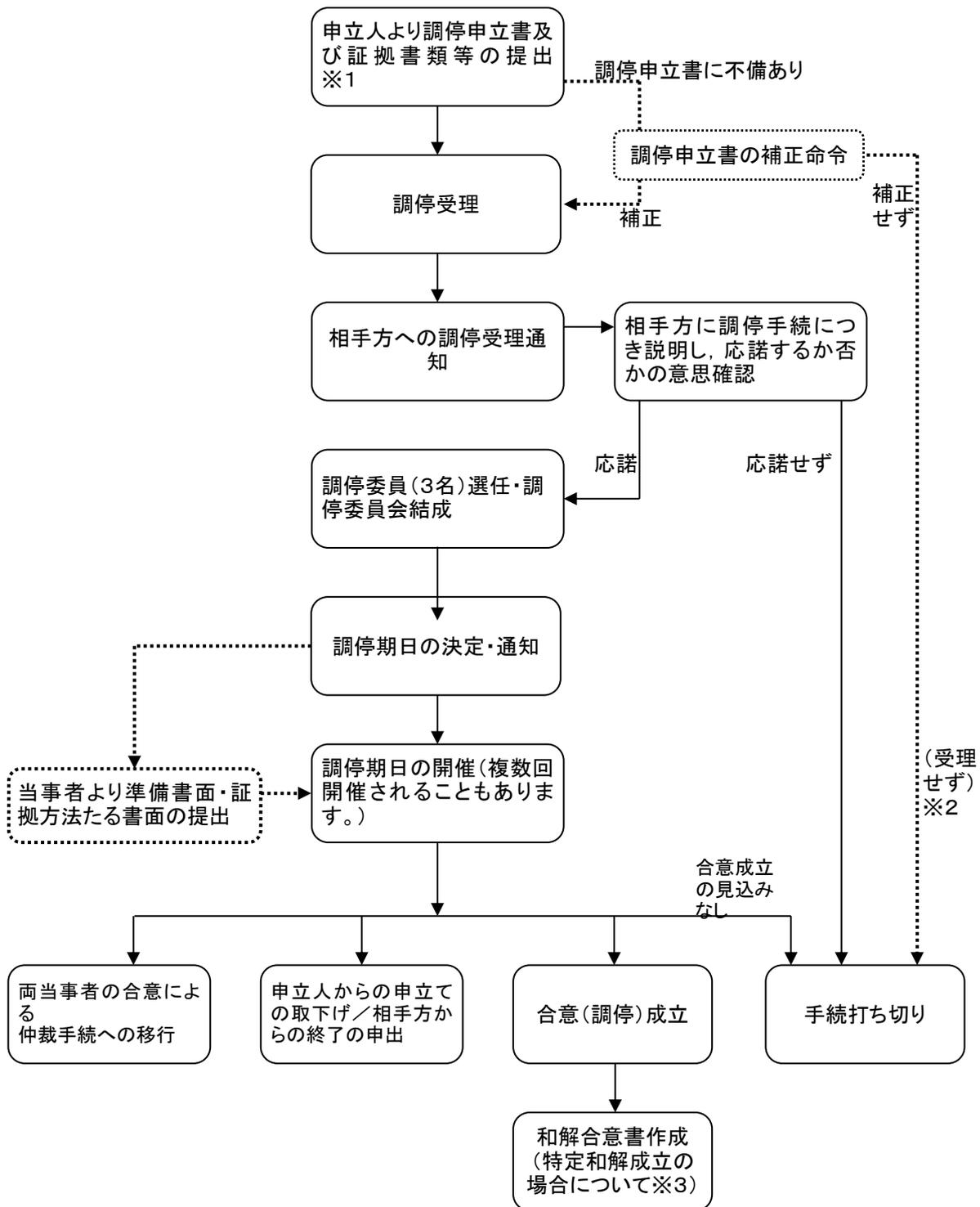


調停手続の流れ



※1 調停申立書の書式は、本センターで用意しています。また、調停申立書の作成方法については、利用相談員が助言します。

※2 調停申立書の補正命令に申立人が従わない場合の他に、申立て手数料が納付されないときや、申立ての目的が不当であるときにも、申立てが受理されないことがあります。

※3 和解合意書の和解条項に、和解条項に基づいて民事執行をすることができるという条項を入れることができます。

和解合意書は手続実施記録に綴られ、事件終了時から15年間保存されます。当事者は、所定の手続にしたがって、当該手続実施記録の閲覧・謄写申請をすることができ、和解合意書の複写に原本証明を求めることができます。